

## 36 ヘリコプター離着陸場一覧（危機管理部、都市計画部）

## (1) 公共ヘリポート

番号	所在地	場所名	面積	備考
1	雲出鋼管町 2-2	津市伊勢湾ヘリポート	136m×48m (エ7°ロ)	35m×30m（着陸帯） 航空灯火有、給油可 ヘリ集結場所、BC資機材積載場所

## (2) 臨時離着陸場

## (津地域)

指定番号	所在地	場所名	面積	備考
201-08	本町 31-1	津球場公園内野球場	109m×109m	一時避難場所・ 照明灯
201-09	雲出鋼管町 1	雲出川左岸浄化センター空地	195m×300m	
201-10	一色町 219	西郊中学校グラウンド	100m×120m	避難所
201-11	高茶屋小森町 4000	南部緑地公園内運動広場	94m×95m	一時避難場所
201-12	大里窪田町 1821	大里小学校グラウンド	100m×50m	避難所
201-13	桜橋 3-446-34	三重県津地域防災総合事務所駐車場	55m×50m	樹木
201-14	寿町 15	乙部公園内運動広場	70m×80m	一時避難場所 ・樹木
201-15	大谷町 12	三重県総合教育センター駐車場	60m×40m	一時避難場所
201-16	河辺町 2210-2	津西高校グラウンド	110m×160m	
201-17	上浜町 1577	三重大学陸上競技場	180m×100m	一時避難場所
201-53	一身田大古曾 670-2	三重県身体障害者総合福祉センターグラウンド	150m×120m	

## (久居地域)

指定番号	所在地	場所名	面積	備考
201-20	牧町	牧町雲出川河川敷	450m×125m	ネット
201-22	久居一色町 940	久居西中学校グラウンド	120m×60m	避難所・ネット
201-23	榊原町 5848	榊原小学校グラウンド	80m×50m	避難所・ネット
201-24	戸木町 3569-1	久居高校グラウンド	100m×100m	避難所・ネット
201-25	久居新町 975	陸上自衛隊久居駐屯地グラウンド	200m×150m	一時避難場所・ ネット
201-26	久居西鷹跡町 494	久居中学校グラウンド	105m×112m	避難所・ネット

## (河芸地域)

指定番号	所在地	場所名	面積	備考
201-06	河芸町上野 2010	朝陽中学校グラウンド	120m×80m	避難所・高圧線
201-07	河芸町浜田 793	河芸第2グラウンド	115m×110m	避難所・高圧線
201-51	河芸町東千里 858-1	マリーナ河芸	120m×110m	

## (芸濃地域)

指定番号	所在地	場所名	面積	備考
201-01	芸濃町椋本 5147	芸濃中学校グラウンド	90m×65m	避難所・ネット
201-02	芸濃町林 1923	芸濃グラウンド	100m×100m	照明灯・ネット

## (美里地域)

指定番号	所在地	場所名	面積	備考
201-19	美里町三郷 70	美里グラウンド	110m×100m	照明灯

## (安濃地域)

指定番号	所在地	場所名	面積	備考
201-03	安濃町田端上野 897	安濃グラウンド	90m×90m	ネット・照明灯
201-04	安濃町田端上野 797-1	安濃中央総合公園内 多目的グラウンド	175m×110m	樹木
201-05	安濃町田端上野 1047	安濃中央総合公園内野球場	120m×100m	ネット・照明灯
201-50	安濃町内多 451	安濃小学校グラウンド	100m×70m	ネット

## (香良洲地域)

指定番号	所在地	場所名	面積	備考
201-18	香良洲町 4084-1	香良洲水防ステーション	75m×24m	

## (一志地域)

指定番号	所在地	場所名	面積	備考
201-37	一志町大仰 326	大井小学校グラウンド	100m×71m	避難所・照明灯
201-38	一志町波瀬 2236	波瀬小学校グラウンド	130m×40m	避難所・照明灯
201-39	一志町八太 785-1	川合小学校グラウンド	80m×80m	避難所・照明灯 ・樹木
201-40	一志町田尻 353-1	高岡小学校グラウンド	151m×65m	避難所・照明灯 ・樹木
201-41	一志町高野 2609	一志中学校グラウンド	130m×130m	避難所・ネット
201-48	一志町高野 160-728	一志体育館	60m×60m	避難所・電柱・ 樹木
201-49	一志町井生 2848	一志野球場	85m×80m	高圧線・ネット ・照明灯

## (白山地域)

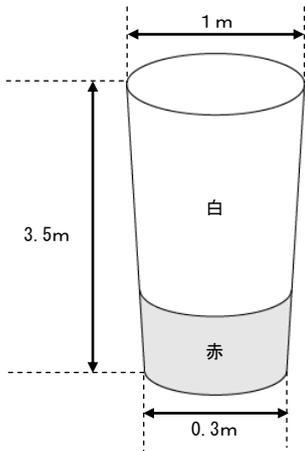
指定番号	所在地	場所名	面積	備考
201-27	白山町南家城 1471-1	白山家城運動場	100m×85m	一時避難場所・ 照明灯
201-28	白山町南家城 719	白山高等学校グラウンド	175m×120m	一時避難場所
201-29	白山町南家城 647	家城小学校グラウンド	120m×60m	避難所
201-30	白山町川口 1991	川口小学校グラウンド	100m×85m	避難所
201-31	白山町二本木 296	大三小学校グラウンド	90m×70m	避難所・照明灯
201-32	白山町上ノ村 183	倭小学校グラウンド	100m×70m	避難所・高圧線
201-33	白山町八対野 2480	八ツ山小学校グラウンド	100m×140m	避難所
201-34	白山町川口 471-6	白山中学校グラウンド	90m×80m	避難所
201-35	白山町古市 700	白山運動場	100m×90m	
201-52	白山町福田山 1450	メナード青山リゾート場外離発着場	20m×17m	

## (美杉地域)

指定番号	所在地	場所名	面積	備考
201-42	美杉町八知 5800	美杉中学校グラウンド	100m×130m	避難所・照明灯
201-43	美杉町太郎生 2128-1	(旧) 太郎生小学校グラウンド	60m×60m	避難所・照明灯
201-44	美杉町上多気 1042-5	多気多目的グラウンド	60m×60m	照明灯
201-45	美杉町下之川 6098-2	下之川多目的グラウンド	70m×60m	照明灯
201-46	美杉町奥津 1025	美杉小学校グラウンド	70m×55m	避難所・照明灯 ・ネット
201-47	美杉町石名原 2775	フットパーク美杉	100m×70m	

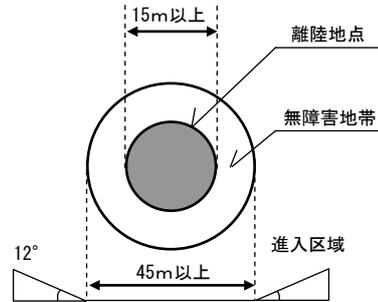
37 ヘリポートの選定取扱

(図1 吹流し)

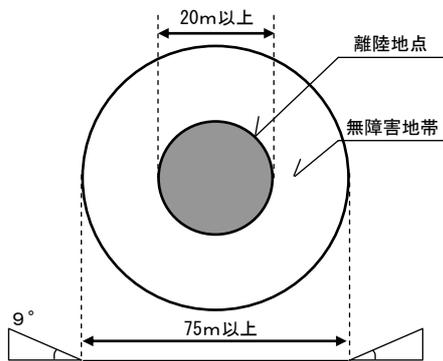


(図2) 離陸地点及び無障害地帯の基準

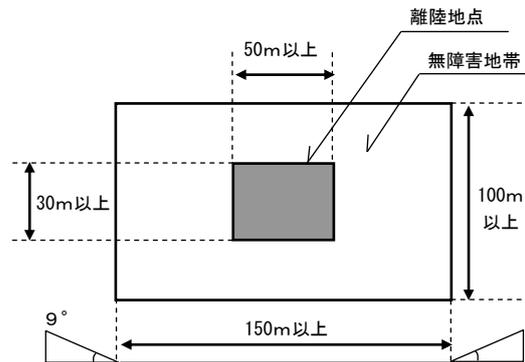
a 小型機 (OH-6) の場合



b 中型機 (UH-1) の場合



c 大型機 (CH-47) の場合



## 38 消防団の水防管轄（消防本部）

地 域	消防団	方面団	分団名	水防管轄河川等
津	津市消防団 定員 2287人	津方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			新町分団	安濃川右岸、岩田川左岸
			養正分団	岩田川左岸、安濃川右岸
			敬和分団	安濃川右岸、岩田川左岸、海岸
			橋北分団	志登茂川両岸、安濃川左岸、海岸
			栗真分団	志登茂川左岸、逆川及び横川両岸、海岸
			白塚分団	新川両岸、海岸
			一身田分団	志登茂川右岸、毛無川及び五六川両岸
			大里分団	志登茂川、毛無川、前田川及び中の川両岸
			高野尾分団	志登茂川及び中の川両岸
			安東分団	安濃川左岸、安濃屋川両岸
			楡形分団	穴倉川両岸、安濃川右岸
			片田分団	岩田川両岸
			神戸分団	岩田川両岸、小川及びおごえ川両岸
			橋南分団	岩田川右岸、海岸
			藤水分団	相川左岸、海岸
			高茶屋分団	相川右岸、天神川両岸、月見川左岸
			雲出分団	雲出川左岸、川関川両岸、海岸
			デージー分団	管内全域
			久居	
第1分団	雲出川			
第2分団	雲出川			
第3分団	雲出川			
第4分団	雲出川			
第5分団	雲出川			
第6分団	雲出川			
第7分団	雲出川、長野川			
第8分団	長野川			
第9分団	長野川			
第10分団	雲出川			
第11分団	管内全域			
河芸		河芸方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第1分団	田中川
			第2分団	中ノ川、田中川
			第3分団	田中川
			第4分団	中ノ川、田中川

地 域	消防団	方面団	分団名	水防管轄河川等
芸 濃	津市消防団 定員 2 2 8 7 人	芸濃方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第1分団	安濃川
			第2分団	安濃川、中之川
			第3分団	安濃川
			第4分団	安濃川
			第5分団	安濃川
			ささゆり分団	管内全域
美 里		美里方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第1分団	長野川、桂畑川、細野川、中出川、松ヶ久保川、板谷川、丸谷川、長山川、中野川の右岸、左岸
			第2分団	長野川、柳谷川、待口川の右岸、左岸
			第3分団	穴倉川、北高座原川、船山川、高座原川、久保川の右岸、左岸
			第4分団	管内全域
			アザリア分団	管内全域
安 濃		安濃方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第1分団	地区内全河川
			第2分団	地区内全河川
			第3分団	地区内全河川
香良洲		香良洲方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第1分団	雲出古川右岸、雲出川左岸
			第2分団	雲出古川右岸、雲出川左岸
			第3分団	雲出古川右岸、雲出川左岸
			第4分団	雲出古川右岸、雲出川左岸
			第5分団	雲出古川右岸、雲出川左岸
			第6分団	管内全域
一 志		一志方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第1分団	雲出川、波瀬川
			第2分団	波瀬川
			第3分団	雲出川、波瀬川
	第4分団		雲出川、波瀬川	
白 山	白山方面団	方面団本部	方面団活動の総括	
		第1分団	雲出川、城立川、藤川	
		第2分団	雲出川、弁天川、大広川	
		第3分団	大村川、三ヶ野川	
		第4分団	大村川、垣内川、佐田川	
		第5分団	雲出川、八対野川、山田野川	
		しらさぎ分団	管内全域	

地 域	消防団	方面団	分団名	水防管轄河川等
美 杉	津市消防団 定員 2287人	美杉方面団	方面団本部	方面団活動の総括
			第1分団第1部	雲出川両岸、八手俣川両岸
			第1分団第2部	雲出川両岸、八手俣川両岸
			第1分団第3部	雲出川両岸、八手俣川両岸、川井谷川両岸
			第1分団第4部	雲出川両岸
			第2分団第1部	雲出川両岸、神河川両岸
			第2分団第2部	雲出川両岸、城川両岸
			第2分団第3部	雲出川両岸、老ヶ野川両岸、比河川両岸
			第3分団第1部	名張川両岸
			第3分団第2部	名張川両岸
			第3分団第3部	名張川両岸、大谷川両岸
			第3分団第4部	名張川両岸、日神川両岸
			第4分団第1部	伊勢地川両岸、逢坂川両岸、掛田川両岸
			第4分団第2部	伊勢地川両岸、三多気川両岸
			第5分団第1部	雲出川両岸、谷山川両岸、帯子川両岸
			第5分団第2部	雲出川両岸、野谷川両岸、坂本川両岸
			第6分団第1部	八手俣川両岸、漆川両岸、白口川両岸
			第6分団第2部	八手俣川両岸、立川川両岸、平谷川両岸
			第6分団第3部	八手俣川両岸、唐戸谷川両岸、西俣川両岸
			第7分団第1部	八手俣川、寺谷川、不動ノ口川、角原川両岸
第7分団第2部	八手俣川両岸、大谷川両岸			
第7分団第3部	八手俣川両岸、鴉谷川両岸、篠ヶ広川両岸			
		めぐみ分団	管内全域	

## 39 水防倉庫一覽（消防本部）

地 域	所管別	水系名	倉庫名称	所在地
津	大里 分団	志登茂川	豊里 水防倉庫	大里睦合町
	一身田 "	"	一身田 "	一身田町
	白塚 "	"	白塚 "	白塚町
	栗真 "	"	栗真 "	栗真町屋町
	橋北 "	"	江戸橋 "	江戸橋一丁目
	櫛形 "	安濃川	櫛形 "	安東町
	安東 "	"	安東 "	納所町
	神戸 "	岩田川	神戸 "	神戸
	新町 "	安濃川	南河路 "	南河路
	" "	"	押加部 "	西古河町
	敬和 "	安濃川	敬和 "	東丸之内
	橋南 "	相 川	橋南 "	藤方
	高茶屋 "	天神川	南郊 "	高茶屋三丁目
	雲出 "	雲出川	雲出 "	雲出本郷町
久 居	第2分団	雲出川	元町 水防倉庫	久居元町
	第5分団	"	新家 "	新家町
	"	"	木造 "	木造町
	第6分団	"	戸木 "	戸木町
	第7分団	"	庄田 "	庄田町
	"	長野川	森 "	森町
	第10分団	雲出川	須ヶ瀬 "	須ヶ瀬町
	第8分団	長野川	稲葉水防倉庫	稲葉町
一 志	第3分団	雲出川	庄村水防倉庫	一志町
安 濃	本部	安濃川	安濃水防倉庫	安濃町川西
香良洲	第2分団	雲出川	香良洲水防ステーション	香良洲町
	第4分団	"	香良洲水防倉庫	"

### 40 水防資機材備蓄状況（消防本部）

資材名		縄 (kg) (巻)	小杭 (本)	中杭 (本)	大杭 (本)	ポリプロピレン 土のう袋 (枚)	鉄線 (束)	スコップ	掛矢	両ツル	方ツル	唐鍬	斧	鋸	鎌	片手ハンマー	ペンチ	バイスケ	棒	土のう	一輪車	たこ	手箕	
倉庫名																								
津	豊里	20	300	100		2,000	1	30	10	5	5	3	3	4	15	10	5	30	10					
	一身田	20	300	150	200	5,000	1	30	10	5	5	3	3	4	15	10	5	30	10					
	白塚	20	300	200	100	4,000	1	30	10	5	5	3	3	4	15	10	5	30	10					
	栗真	20	300	250	100	3,000	1	30	10	5	5	3	3	4	15	10	5	30	10					
	江戸橋	20	300	300	100	3,000	1	30	10	5	5	3	3	4	15	10	5	30	10					
	櫛形	20	300	100		2,500	1	30	10		5	3	3	4	15	10	5	30						
	安東	20		300		4,000	1	30	10	5	5	3	3	4	15	10	5	30	10		20	1		
	神戸	20	350	300		4,000	1	30	10		5	3	3	4	15	10	5	30						
	南河路	20	350	200	130	3,500	1	30	10	5	5	3	3	4	15	10	5	30	10					
	押加部	20	350	200	130	3,500	1	30	10	5	5	3	3	4	15	10	5	30	10					
	敬和	20	300	100		5,000	1	30	10	5		3	4	4	15	10	5							
	橋南	20	300	100		5,000	1	30	10	5		3	4	4	15	10	5							
	南郊	20	400	400	170	5,600	1	30	10	5	5	3	3	4	15	10	5	30	10		10			
	雲出	20	400	400	900	8,000	1	30	10	5	5	3	3	4	15	10	5	30	10					
久居	元町		190		500	5,000		13	3				9	3	6		10							
	新家				200	200		30	6	16					8									
	木造				13	2,200		3	2															
	戸木		30		11	2,000		11	2	3														
	庄田		100		300	1,200		4	4	2														
	森				16			3	2															
	須ヶ瀬		50		50	1,000		17	7	1														
美里	美里総合支所 総務課倉庫		10	15		500		10	2	1										100	10			
安濃	水防倉庫			100	100	500	5	30	2															
香良洲	香良洲水防 ステーション	2	450	240		4,000		90	10															
	水防倉庫		100	100		2,000																		
一志	庄井水防倉庫					100		10								1								
	一志総合支所 総務課倉庫							20	5							5					5	1	10	
白山	白山総合支所 総務課倉庫																				10			
合計		282	5,180	3,565	3,020	76,800	19	661	185	83	60	42	53	59	224	146	80	360	100	100	55	4	10	

## 41 土砂の備蓄状況（消防本部）

場 所	数量 (m <sup>3</sup> )
一身田出張所	2
白塚出張所	2
高野尾出張所	2
豊里公民館	2
栗真水防倉庫	2
東丸之内極楽ポンプ場	2
水道局	20
橋南水防倉庫	4
相川建設作業事務所	20
高茶屋出張所	2
雲出出張所	8
北消防署	4
中消防署西分署	4
久居消防署南分署	4
久居総合支所	1
河芸総合支所	6
芸濃総合支所職員駐車場	2
美里総合支所駐車場	5
安濃中央総合公園内	7
一志総合支所	2

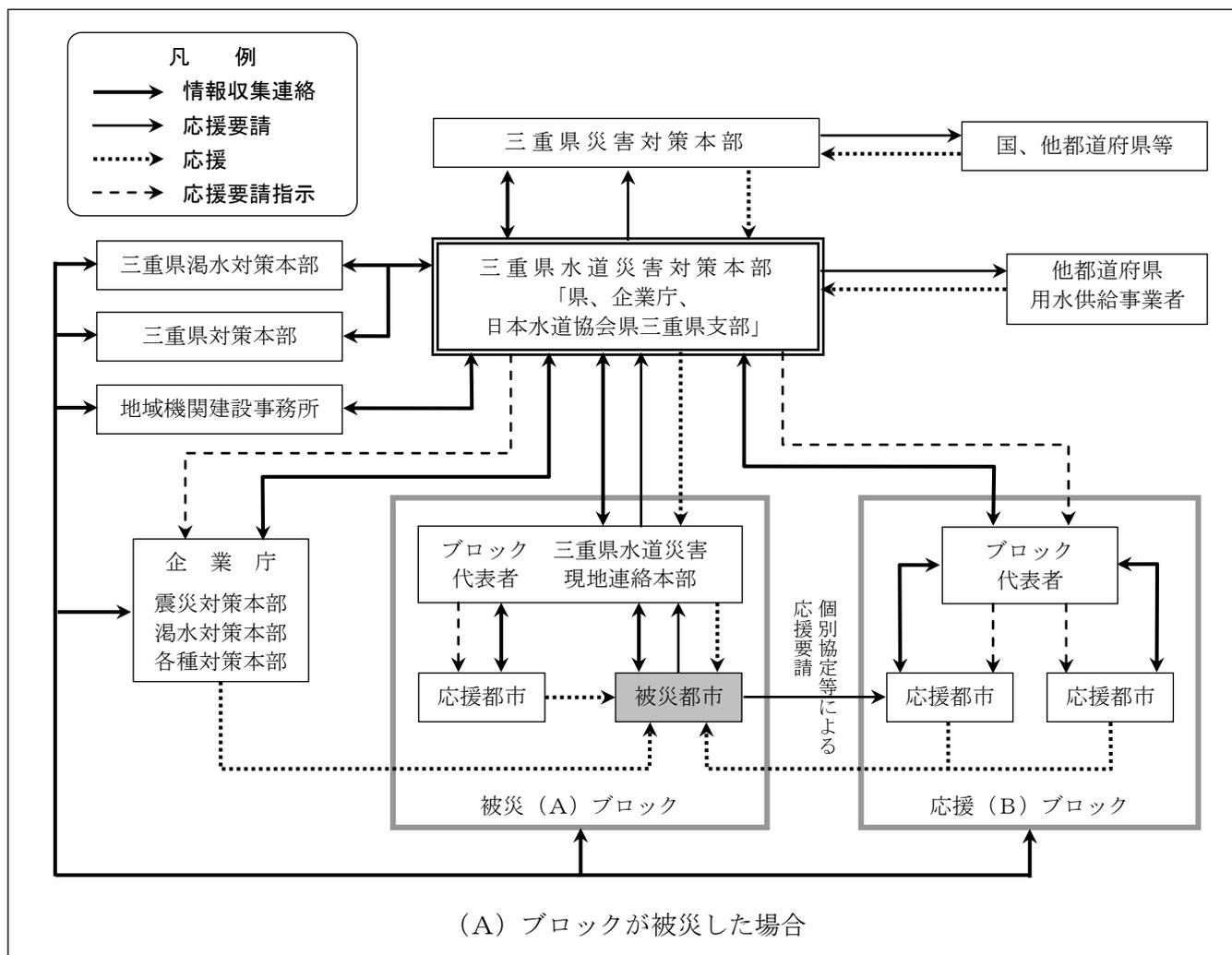
## 42 消防団の組織（消防本部）

地 域	消防団	区 分	役職名又は分団等
全 域	津市消防団定員 2 2 8 7 人	団本部	消防団長・消防副団長
			学生機能別団員
津		津方面団	方面団本部
			新町分団
			養正分団
			敬和分団
			橋北分団
			栗真分団
			白塚分団
			一身田分団
			大里分団
			高野尾分団
			安東分団
			楡形分団
			片田分団
			神戸分団
			橋南分団
			藤水分団
久居		久居方面団	高茶屋分団
			雲出分団
	デージー分団		
	方面団本部		
	第 1 分団		
久居	久居方面団	第 2 分団	
		第 3 分団	
		第 4 分団	
		第 5 分団	
		第 6 分団	
		第 7 分団	
		第 8 分団	
		第 9 分団	
		第 10 分団	
		第 11 分団	
		河 芸	河芸方面団
第 1 分団			
第 2 分団			
第 3 分団			
第 4 分団			

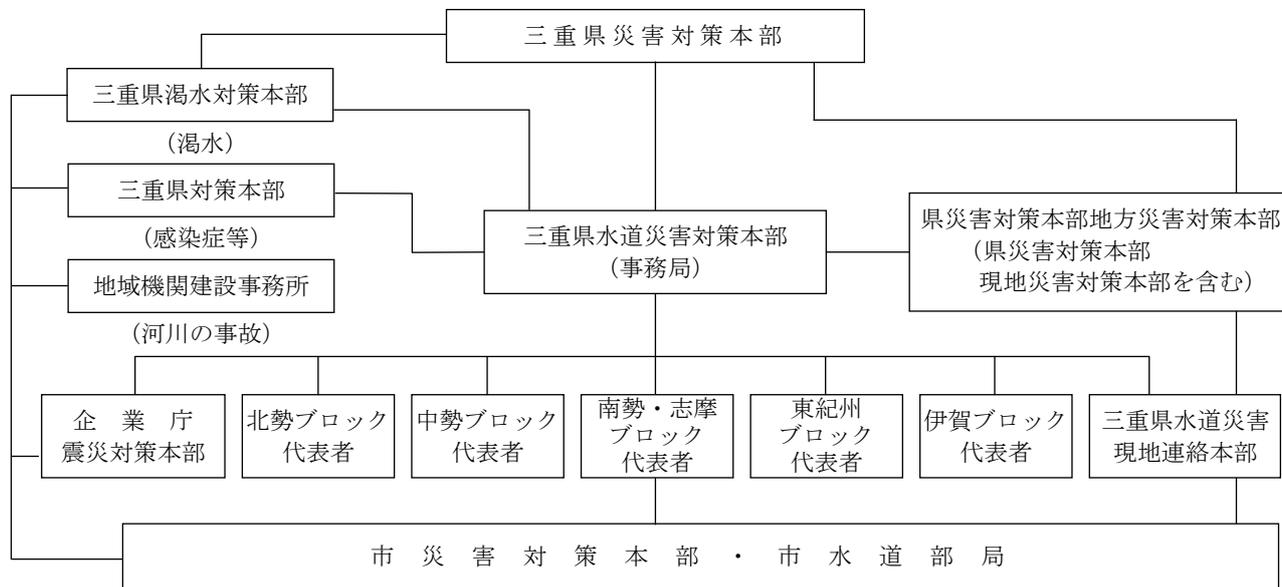
地 域	消防団	区 分	役職名又は分団等
芸 濃	津市消防団定員 2 2 8 7 人	芸濃方面団	方面団本部
			第1分団
			第2分団
			第3分団
			第4分団
			第5分団
			ささゆり分団
美 里		美里方面団	方面団本部
			第1分団
			第2分団
			第3分団
			第4分団
			アザリア分団
安 濃		安濃方面団	方面団本部
			第1分団
			第2分団
			第3分団
香良洲		香良洲方面団	方面団本部
			第1分団
			第2分団
			第3分団
			第4分団
			第5分団
			第6分団
一 志		一志方面団	方面団本部
			第1分団
			第2分団
			第3分団
	第4分団		
白 山	白山方面団	方面団本部	
		第1分団	
		第2分団	
		第3分団	
		第4分団	
		第5分団	
		しらさぎ分団	
美 杉	美杉方面団	方面団本部	
		第1分団	
		第2分団	
		第3分団	
		第4分団	
		第5分団	
		第6分団	
		第7分団	
めぐみ分団			

### 43 三重県水道災害広域応援協定要請フロー図（水道局）

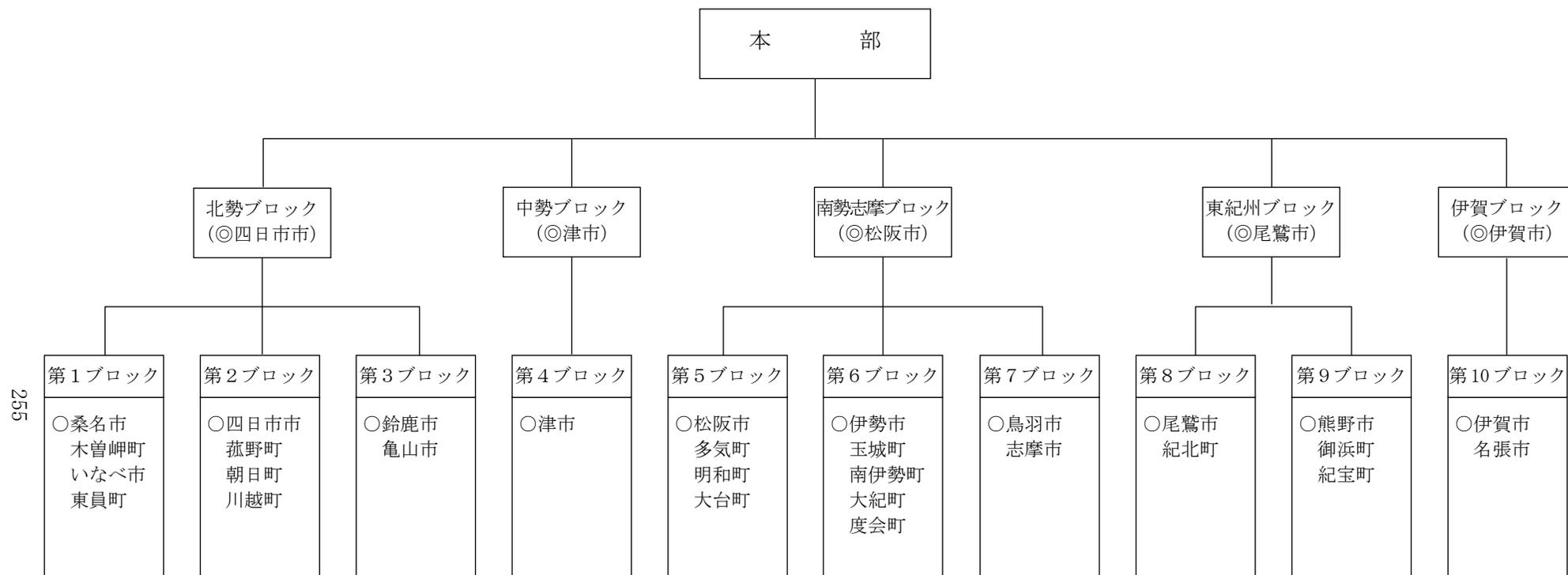
＜三重県水道災害対策情報連絡・応援体制＞



＜三重県水道災害対策本部等と他機関の関係＞



#### 44 三重県水道災害広域応援組織図（水道局）



◎ 幹事都市（代表者）

○ 連絡都市

## 45 災害応援協定（各部）

件名	協定先	締結年月日
久居、奥一志、伊賀南部地区内市町村消防相互応援協定	1市2町1村、2消防組合	S49.11.1
「樋門等」に関する協定	三重県	S57.4.1
高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線、名古屋神戸線、伊勢線及び尾鷲多気線にかかる消防相互応援協定	7市8町、3消防組合	H25.3.19
大規模災害時の相互応援に関する協定	競艇開催地17市	H9.3.27
三重県水道災害広域応援協定	三重県内の市町村、水道用水供給事業者	H9.10.21
災害支援協力に関する覚書	津中央郵便局	H9.10.24
三重県防災ヘリコプター応援協定	三重県内の市町村、消防組合	H10.7.1
三重県内消防相互応援協定	三重県内の市町村、消防組合	H19.3.1
航空自衛隊笠取山分屯基地の災害活動等の分担に関する協定	協定市町村3団体	H11.2.1
三重県市町村災害時応援協定	三重県、三重県市長会、三重県町村会	H24.8.23
公設消火栓の管理に関する協定	三重県企業庁	H16.3.31
三重県災害等廃棄物処理応援協定	三重県、三重県内の市町村、一部事務組合、広域連合	H16.10.29
津市伊勢湾ヘリポート内の事故等の災害時における応援協定	株式会社伊勢湾ヘリポート、三重県	H17.11.16
災害救護活動協定	社団法人津地区医師会	H18.4.1
災害救護活動協定	公益社団法人久居一志地区医師会	H18.4.1
災害救助犬の出動に関する協定	社団法人ジャパンケネルクラブ	H18.6.16
災害時における輸送業務に関する協力協定	社団法人三重県トラック協会	H18.7.18
災害時における輸送業務に関する協力協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合	H18.7.18
津市及び宇陀広域消防組合消防相互応援協定	宇陀広域消防組合	H18.8.11
災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H18.9.5
災害時における物資の供給に関する協定	イオン株式会社 中部カンパニー 中南勢事業部	H18.9.5
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定	イオン株式会社 中部カンパニー 中南勢事業部	H18.9.5
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社エーエム・ピーエム・近鉄	H18.9.5
災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人三重県獣医師会津支部	H18.9.20
草津市、津市災害支援・友好交流基本協定・災害時における相互応援協定	滋賀県草津市	H18.10.18
災害救助用米穀等の緊急引渡についての協定	三重県	H23.7.1
災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社、東邦ガス株式会社	H18.11.28
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社マイカル	H18.12.1
災害時における地下水の供給に関する協定書	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	H19.3.30
災害時における施設復旧等応急業務に関する協定書	一般社団法人三重県建設業協会津支部 一般社団法人三重県建設業協会一志支部	H19.4.17

件名	協定先	締結年月日
災害時における隊友会の協力に関する協定	社団法人隊友会三重県隊友会	H19. 5. 9
災害時における三重県市町村職員年金者連盟津支部の協力に関する協定	三重県市町村職員年金者連盟津支部	H19. 6. 26
災害時におけるモーターパラグライダー飛行による情報収集活動に関する協定	三重モーターパラグライダークラブ	H19. 7. 3
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	公益社団法人津歯科医師会	H19. 8. 2
災害時における施設復旧等応急業務に関する協定	津造園建設業組合	H19. 8. 31
災害時における災害時要援護者に対する支援事業に関する協定	榊原温泉旅館組合	H20. 2. 28
地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	三重県石油商業組合津支部 三重県石油商業組合一志支部	H20. 3. 17
災害時における応急対策用資機材の提供及び燃料の供給協力に関する協定	三重県石油商業組合津支部 三重県石油商業組合一志支部	H20. 3. 17
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社おやつカンパニー	H20. 4. 1
災害時における地下水の供給に関する協定	独立行政法人国立病院機構三重病院	H20. 5. 1
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	敷島製パン株式会社 刈谷工場	H20. 7. 1
震災時における水質検査機器の相互利用に関する協定	三重県企業庁、四日市市、鈴鹿市、名張市、伊賀市	H20. 12. 12
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	イオン株式会社 中部カンパニー 中部S u C ・MG事業部	H21. 8. 18
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定	イオン株式会社 中部カンパニー 中部S u C ・MG事業部	H21. 8. 18
災害の発生時における水道の応急復旧作業等の応援に関する協定	津市水道指定事業者協同組合	H25. 4. 1
災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	三重県レッカー事業協同組合	H22. 7. 1
外国人集住都市会議災害時相互応援協定	27市1町	H22. 11. 8
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23. 7. 1
津波発生時における緊急避難場所としての一時使用に関する協定	津波避難ビル 民間施設 計21施設 津波避難協力ビル 民間施設 計8施設	H23. 7. 14 H23. 11. 25 H24. 3. 7 H24. 10. 23 H24. 12. 17 H25. 8. 20
災害時における精米の調達及び供給に関する協定	津安芸農業協同組合	H23. 10. 4
災害時における精米の調達及び供給に関する協定	三重中央農業協同組合	H23. 10. 4
災害時における精米の調達及び供給に関する協定	一志東部農業協同組合	H23. 10. 4
災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人中部電気保安協会	H23. 10. 4
災害時における水道水の相互融通に関する協定	松阪市	H23. 12. 22
災害時における福祉避難所に関する協定	協定締結福祉関係施設	H24. 2. 16
災害時における応急復旧活動に関する協定	社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H24. 3. 7
アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定	災害ボランティア アマチュア無線 津	H24. 3. 7
災害時における福祉避難所運営支援に関する協定	社会福祉法人津市社会福祉協議会	H24. 3. 7
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H24. 8. 6
災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定	社団法人日本福祉用具供給協会	H24. 9. 3
災害時における応援業務に関する協定	株式会社ジェネッツ	H24. 9. 21

件 名	協 定 先	締結年月日
災害時の情報発信に関する相互応援協定	北海道空知郡上富良野町	H24. 10. 9
災害時における医療救護活動に関する協定	社団法人津薬剤師会	H24. 12. 10
広告付き避難所等誘導標識の設置に関する協定	中電興業株式会社 津営業所	H24. 12. 10
広告付き避難所等誘導標識の設置に関する協定	テルウェル西日本株式会社	H24. 12. 10
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社アルファー	H25. 1. 22
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	中央産商株式会社	H25. 1. 22
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社キナン津営業所	H25. 1. 22
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	東海レンタル株式会社	H25. 1. 22
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社前田製作所津営業所	H25. 1. 22
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社レンタルのニッケン津営業所	H25. 1. 22
災害時における葬祭業務に関する協定	社会福祉法人伊勢亀鈴会	H25. 4. 23
災害時における葬祭業務に関する協定	有限会社伊藤典礼	H25. 4. 23
災害時における葬祭業務に関する協定	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	H25. 4. 23
災害時における葬祭業務に関する協定	葬儀会館ティア津	H25. 4. 23
災害時における葬祭業務に関する協定	株式会社ふじや本店	H25. 4. 23
災害時における葬祭業務に関する協定	三重県葬祭業協同組合	H25. 4. 23
災害時における葬祭業務に関する協定	株式会社ベルライフ	H25. 4. 23
災害時における葬祭業務に関する協定	菩提樹	H25. 4. 23
災害時における葬祭業務に関する協定	メモリアルホールれんげ	H25. 4. 23
大規模災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	津駅前都市開発株式会社	H25. 5. 29
災害時に必要な物資の調達及び供給に関する協定	一般社団法人日本非常食推進機構	H25. 6. 27
災害時における浴場の使用等に関する協定	三重県津公衆浴場組合	H25. 6. 27
災害発生時における水道施設等の応急復旧作業等の応援に関する協定	旧安芸郡業者 20 社	H25. 7. 1
災害発生時における水道施設等の応急復旧作業等の応援に関する協定	旧一志郡業者 15 社	H25. 7. 1
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社伊藤園	H25. 8. 20
災害時における支援協力に関する協定	三重県行政書士会	H25. 12. 17
災害時におけるLPガスの調達及び供給に関する協定	三重県津LPガス協議会	H25. 12. 17

## 46 津市防災会議に関する条例（危機管理部）

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 261 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、津市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に関する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - （2）三重県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - （3）三重県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - （4）市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - （5）教育長
  - （6）消防長及び消防団長
  - （7）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - （8）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
  - （9）その他市長が必要と認め委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、50 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（幹事）

第 4 条 防災会議に幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 27 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 47 津市防災会議の構成（危機管理部）

会 長	
1	津市長

### 【1号委員】（指定地方行政機関）

委 員	
2	津地方気象台長
3	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長

### 【2号委員】（三重県知事の部内の職員）

委 員	
4	三重県津地域防災総合事務所長
5	三重県津建設事務所長

### 【3号委員】（三重県警察）

委 員	
6	津警察署長
7	津南警察署長

### 【4号委員】（市長の部内の職員）

委 員	
8	津市副市長
9	津市副市長
10	津市水道事業管理者

### 【5号委員】（教育長）

委 員	
11	津市教育委員会教育長

### 【6号委員】（消防長及び消防団長）

委 員	
12	津市消防長
13	津市消防団長

### 【7号委員】（指定公共機関又は指定地方公共機関）

機 関 名	
14	西日本電信電話株式会社三重支店
15	中部電力株式会社津営業所
16	東邦ガス株式会社津営業所
17	三重県津エルピーガス協議会
18	日本赤十字社三重県支部
19	東海旅客鉄道株式会社津駅
20	近畿日本鉄道株式会社津駅
21	三重交通株式会社中勢営業所
22	一般社団法人三重県トラック協会津支部
23	日本通運株式会社津支店

### 【8号委員】

（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者）

機 関 名	
24	国立大学法人三重大学
25	津市自主防災協議会

### 【9号委員】（その他、市長が必要と認める機関・団体）

機 関 名	
26	陸上自衛隊第33普通科連隊第1中隊長
27	公益社団法人津地区医師会
28	公益社団法人久居一志地区医師会
29	一般社団法人三重県建設業協会津支部
30	一般社団法人三重県建設業協会一志支部
31	津市水道指定事業者協同組合
32	株式会社ZTV
33	中勢森林組合
34	津商工会議所
35	津市自治会連合会
36	津市婦人会連絡協議会
37	津市社会福祉協議会
38	津市防火協会
39	公益社団法人三重県看護協会
40	津市障がい者団体連絡協議会
41	津商工会議所女性会
42	津市民生委員児童委員連合会
43	津市消防団津方面団デージー分団
44	津市消防団久居方面団第11分団

## 48 津市災害対策本部に関する条例（危機管理部）

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 262 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、津市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務権限）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「部員」という。）を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部等の設置）

第 3 条 本部に、必要な部（室を含む。以下同じ。）及び班並びに支部を設置する。

2 部及び班並びに支部に属すべき部員は、本部長が指名する。

（部長等）

第 4 条 部に部長（室長を含む。以下同じ。）を、班に班長を、支部に支部長を置き、それぞれ本部長の指名する部員をもって充てる。

2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

3 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

4 支部長は、上司の命を受けて支部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（部員）

第 5 条 部員は、上司の命を受けて本部の事務に従事する。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 27 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 49 津市災害対策本部に関する条例施行規則（危機管理部）

平成 18 年 1 月 1 日

規則第 231 号

改正 平成19年 3 月30日規則第 4 号

改正 平成20年 3 月31日規則第29号

改正 平成21年 5 月11日規則第19号

改正 平成22年 3 月31日規則第19号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、津市災害対策本部に関する条例（平成 18 年津市条例第 262 号）第 6 条の規定に基づき、津市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（分掌事務等）

第 2 条 本部に設置する部（室を含む。以下同じ。）及び班並びに支部並びにこれらの分掌事務は、別表のとおりとする。

（災害対策本部会議）

第 3 条 災害の予防及び災害応急対策の円滑なる実施を図るため、災害対策本部会議を置く。

2 災害対策本部会議は、災害対策本部長が総理し、災害対策副本部長、部長（室長を含む。）その他災害対策本部長が指名する部員をもって構成する。

（災害対策連絡調整会議）

第 4 条 災害状況及び応急対策の実施状況の把握並びに各部、各支部間の連絡調整の円滑な実施を図るため、災害対策連絡調整会議を置く。

2 災害対策連絡調整会議は、災害対策本部長が指名する部員をもって構成する。

（災害対策副本部長等）

第 5 条 災害対策副本部長には、副市長をもって充てる。

2 部員には、津市職員定数条例（平成 18 年津市条例第 26 号）第 1 条に規定する職員及び再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）をもって充てる。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（他の規定の適用）

第 6 条 前各条に定めるもののほか、各部各班及び各支部の分掌事務等については、当該各部各班及び各支部に充てられた部課等に係る規則又は規程の規定を適用する。

（委任）

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 4 号）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 （略）

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 11 日規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 19 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

共通の分掌事務

区分	分掌事務
各部に共通する分掌事務	(1) 市内全域に係る部所管の災害対策の総括に関すること。 (2) 市内全域に係る部所管の災害に関する状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (3) 各支部の被災状況の調査及びその対応への支援に関すること。
各部及び各支部に共通する分掌事務	(1) 被災情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 各部間及び各支部間の被災状況の調査並びにその対応への支援に関すること。 (3) 災害に関する事前対策に関すること。 (4) 所管の施設の災害状況の把握及び応急の復旧対策に関すること。

部の分掌事務

部	部を構成する市の組織	班	分掌事務
危機管理総務部	危機管理部 総務部	本部総括班	(1) 本部の設置及び廃止に関すること。 (2) 災害対策本部会議に関すること。 (3) 災害対策連絡調整会議に関すること。 (4) 津市防災会議との連絡調整に関すること。 (5) 災害対策本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 (6) 避難勧告等の発令及び解除に関すること。 (7) 各部及び各支部との連絡調整に関すること。 (8) 現地災害対策本部の組織化に係る調整に関すること。 (9) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用要請に関すること。 (10) 自衛隊の派遣要請及び他の地方公共団体に対する応援要請並びにそれらの受入れに関すること。 (11) 他団体等との災害時応援協定等の実施に関すること。 (12) 本部の庶務に関すること。
		情報収集班	(1) 気象情報の把握に関すること。 (2) 三重県災害対策本部、三重県警察本部、自衛隊等との連絡調整に関すること。 (3) 防災行政無線の運用統制に関すること。 (4) 被災情報の収集及び伝達に係る総括に関すること。 (5) 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ及び記録に関すること。 (6) 本部における情報通信機器等の確保及び設置に関すること。 (7) 防災台帳の作成に関すること。 (8) 災害時におけるり災証明の発行に関すること。

部	部を構成する市の組織	班	分掌事務
危機管理総務部	危機管理部 総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 部員の配置その他人事に関すること。</li> <li>(2) 部員の被災対策に関すること。</li> <li>(3) 議会部への情報提供及び連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 各部及び各支部からの災害復旧活動の支援要請に係る庁内調整に関すること。</li> <li>(5) 他の地方公共団体からの支援要請に係る庁内調整に関すること。</li> <li>(6) 災害応急復旧対策に伴う物品調達の総括に関すること。</li> </ol>
政策財務部	政策財務部	政策財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書及び渉外に関すること。</li> <li>(2) 国等への陳情及び情報の収集に関すること。</li> <li>(3) 災害に係る予算の調製に関すること。</li> <li>(4) 災害対応に係る車両の確保及び配車に関すること。</li> <li>(5) 市有財産の災害状況の把握及び応急復旧対策の総括に関すること。</li> <li>(6) 復興計画の指導調整に関すること。</li> </ol>
		広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 報道機関及び住民等に対する情報の提供その他連絡に関すること。</li> <li>(2) 災害に関する写真、映像等による記録に関すること。</li> <li>(3) 災害情報のホームページへの掲載に関すること。</li> </ol>
		調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者の調査に関すること。</li> <li>(2) 住家、非住家及び工作物の被害に係る調査及びその記録に関すること。</li> <li>(3) し尿くみ取り券の交付に関すること。</li> <li>(4) 災害に伴う市税等の減免に係る連絡調整に関すること。</li> </ol>
市民部	市民部	市民班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所の開設及び管理運営に係る総括に関すること。</li> <li>(2) 収容施設（応急仮設住宅を含む。以下同じ。）の設置計画、入居受付及び運営に関すること。</li> <li>(3) 非常炊き出しに係る総括に関すること。</li> <li>(4) 食糧の調達及び配給に関すること。</li> <li>(5) 災害ボランティアセンターの設置及び総合調整に関すること。</li> <li>(6) 外国人に関する連絡及び調整に関すること。</li> <li>(7) 国際関係機関等に関する連絡及び調整に関すること。</li> <li>(8) 遺体の収容、安置及び埋・火葬に関すること。</li> <li>(9) 災害時の市民生活に係る相談に関すること。</li> </ol>
スポーツ文化振興部	スポーツ文化振興部	スポーツ文化振興班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 運動施設及び文化施設の利用者の避難対策に関すること。</li> <li>(2) 市民部市民班の業務支援に関すること。</li> </ol>

部	部を構成する市の組織	班	分掌事務
環境部	環境部	清掃班	(1) 災害によるごみの撤去、収集、運搬及び処分その他清掃に関すること。 (2) 犬猫等の死骸処理に関すること。
		し尿処理班	(1) 被災地のし尿処理に関すること。 (2) 仮設トイレに関すること。
		環境保全班	(1) 災害に伴う環境保全対策に関すること。 (2) 被災動物（ペット）の保護に関すること。
健康福祉部	健康福祉部	生活福祉班	(1) 災害見舞金等の支給に関すること。 (2) 義援金等の受入れ及び配分に関すること。 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 (4) 被災者の生活再建に係る支援に関すること。 (5) 災害福祉ボランティアに関すること（他部に関するものを除く。） (6) 災害時要援護者の安否確認及び支援に関すること。 (7) 福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。
		医療衛生班	(1) 被災地の防疫活動の実施に関すること。 (2) 医療及び助産に関すること。 (3) 医療機関との連絡調整に関すること。 (4) 救護班の編成並びに救護所の設置及び運営に関すること。 (5) 応急仮設住宅入居者等の見守り活動に関すること。 (6) アレルギー用救援物資の受入れ及び配給に関すること。 (7) 避難所の衛生指導に関すること。 (8) 心のケア対策に関すること。 (9) 感染症発生予防及び発生時の対策に関すること。
商工観光部	商工観光部	商工観光班	(1) 消費物資の確保及びあっせんに関すること。 (2) 救援物資等の受入れ及び配給に関すること。 (3) 商工業団体との連絡調整に関すること。 (4) 食糧の調達に係る市民部との連携に関すること。
農林水産部	農林水産部	農林水産班	(1) 農林水産関係施設の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。 (2) 農作物、家畜等の被害調査及び災害対策に関すること。 (3) たん水防除に関すること。 (4) ため池等の維持管理に関すること。 (5) 家畜伝染病の防疫に関すること。
競艇事業部	競艇事業部	競艇事業班	競艇場来場者の避難対策に関すること。
建設・都市計画部	建設部 都市計画部	建設・都市計画班	(1) 道路、河川、海岸、橋梁等（以下「公共土木施設」という。）の巡視及び被害調査並びに災害応急復旧に関すること。 (2) 収容施設の建設及び整備に関すること。 (3) 災害発生に起因して、公共土木施設及びその周辺に生じた日常生活に著しく支障を及ぼす障害物の除去に関すること。 (4) 建物及び宅地の応急危険度判定に関すること。 (5) 交通対策及び交通関係機関との連絡調整に関すること。

部	部を構成する市の組織	班	分掌事務
建設・都市計画部	建設部 都市計画部	建設・都市計画班	(6) 公共交通施設等の被害状況の把握に関すること。
下水道部	下水道部	下水道班	(1) 部所管の排水施設等の運転及び維持管理に関すること。 (2) 浸水防除に関すること。 (3) 下水道施設等の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。
水道部	水道局	水道班	(1) 水道施設等の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。 (2) 津市水道指定事業者協同組合等に対する協力要請に関すること。 (3) 応急給水に関すること。 (4) 給水等に係る住民への広報に関すること。 (5) 水源の確保等に関すること。 (6) 浄水作業及び応急の給水に係る水質検査に関すること。 (7) 水道施設の被害状況の調査及び送配水の調整に関すること。
消防本部	消防本部及び消防署	消防班	(1) 消防団との連絡調整に関すること。 (2) 部内の気象通報の伝達及び記録に関すること。 (3) 災害情報等の通信連絡に関すること。 (4) 災害状況等の概況調査に関すること。 (5) 災害情報の受理及び関係職員等への出動指令に関すること。 (6) 消防無線に係る通信統制に関すること。 (7) 消防関係要員に係る非常配備の発令及び招集に関すること。 (8) 人命救助その他警防活動に関すること。 (9) 傷病者の救護及び搬送に関すること。 (10) 浸水防除作業の援助に関すること。
短期大学部	三重短期大学事務局	短期大学班	学生の避難対策に関すること。
議会部	議会事務局	議会班	(1) 災害に対する議会活動に関すること。 (2) 市議会議員との連絡調整に関すること。 (3) 政策財務部調査班の業務支援に関すること。
教育部	教育委員会事務局	教育総務班	(1) 教育施設間の連絡調整に関すること。 (2) 教育に係る見舞金品等に関すること。 (3) 教育施設における避難所の開設及び管理運営に係る調整に関すること。 (4) 教育施設を活用した非常炊き出しに関すること。
		教育班	(1) 児童及び生徒の避難並びに応急教育指導に関すること。 (2) 児童及び生徒の保健衛生に関すること。 (3) 被災児童及び生徒に対する学用品等の給与に関すること。
会計管理・選挙管理・監査室	会計管理室 選挙管理委員会事務局 監査事務局	調査支援班	政策財務部調査班の業務支援に関すること。
農業室	農業委員会事務局	農林水産支援班	農林水産部農林水産班の業務支援に関すること。

## 支部の分掌事務

支部	支部を構成する市の組織	管轄地域	分掌事務
久居支部	久居総合支所	久居地域	(1) 管轄地域に係る災害対策の総合調整及び推進に関すること。 (2) 現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 (3) 管轄地域内における災害に関する状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (4) 各部及び各支部並びに管轄地域内の関係機関等への支援要請その他連絡調整に関すること。 (5) 管轄地域内の所管業務に係る被災状況等の調査及びその対応に関すること。 (6) 管轄地域内における被災者の調査に関すること。 (7) 管轄地域内の住家、非住家及び工作物の被害に係る調査及びその記録に関すること。 (8) 管轄地域内におけるり災証明の発行に関すること。 (9) 管轄地域内におけるし尿くみ取り券の交付に関すること。 (10) 管轄地域内の避難所の開設及び管理運営に関すること。 (11) 管轄地域内の収容施設の入居受付に関すること。 (12) 管轄地域内における炊き出し等による食糧の配給に関すること。 (13) 管轄地域内における遺体の収容、安置及び埋・火葬に関すること。 (14) 管轄地域内における犬猫等の死骸処理に係る相談に関すること。 (15) 管轄地域内における災害時要援護者の安否確認及び支援に関すること。 (16) 管轄地域内における救援物資等の受入れ及び配給に関すること。
河芸支部	河芸総合支所	河芸地域	
芸濃支部	芸濃総合支所	芸濃地域	
美里支部	美里総合支所	美里地域	
安濃支部	安濃総合支所	安濃地域	
香良洲支部	香良洲総合支所	香良洲地域	
一志支部	一志総合支所	一志地域	
白山支部	白山総合支所	白山地域	
美杉支部	美杉総合支所	美杉地域	

備考 この表において、市の組織とは、津市行政組織条例（平成18年津市条例第11号）第1条に規定する部、津市支所及び出張所設置条例（平成18年津市条例第12号）第2条に規定する総合支所、会計管理室、水道局、三重短期大学事務局並びに消防本部及び消防署、執行機関としての委員会及び委員の事務局並びに議会事務局をいう。

## 50 気象庁震度階級関連解説表（危機管理部）

○人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている大半の人が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている大半の人が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ライフライン・インフラ等への影響

ガスの供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。 <sup>※</sup>
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。 <sup>※</sup>
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止することが多い。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>※</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。



## 52 収集する情報（予報及び警報等）の種類（危機管理部）

## (1) 風水害関係

## ア 特別警報・警報・注意報

## (ア) 概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

## (イ) 種類と概要

種 類	概 要	
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種 類	概 要	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。	

イ 全般気象情報、東海地方気象情報、三重県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

ウ 土砂災害警戒情報

三重県と津地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう津市を東部と中西部に区分し発表される。

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、三重県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(2) 地震関係

ア 緊急地震速報

震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域(\*))に対し、気象庁本庁から緊急地震速報(警報)が発表され、テレビ、ラジオを通じて日本放送協会(NHK)から住民に提供される。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

イ 地震情報の種類とその内容

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

## ウ 東海地震に関連する情報の種類

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する 調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が、各情報で発表される。

## (3) 津波関係

津波に関する情報等は津波対策編第4章第2部節のとおり。

### 53 警報等の発表基準（危機管理部）

(1) 風水害関係特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 警報及び注意報の発表基準

津市	府県予報区	三重県		
	一次細分区域	北中部		
	市町村等をまとめた地域	中部		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量70mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	113
	洪水		雨量基準	1時間雨量70mm
			流域雨量指数基準	安濃川流域=24, 波瀬川流域=20
			複合基準	平坦地：1時間雨量60mm かつ 流域雨量指数 雲出川流域=24
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	2.9m	
	注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm
土壌雨量指数基準			79	
洪水		雨量基準	1時間雨量30mm	
		流域雨量指数基準	安濃川流域=12, 波瀬川流域=16	
		複合基準	-	
強風		平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
風雪		平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm	
波浪		有義波高	1.5m	
高潮		潮位	1.5m	
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪				
濃霧		視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%			
なだれ				
低温	冬期：最低気温-5℃以下			
霜	晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

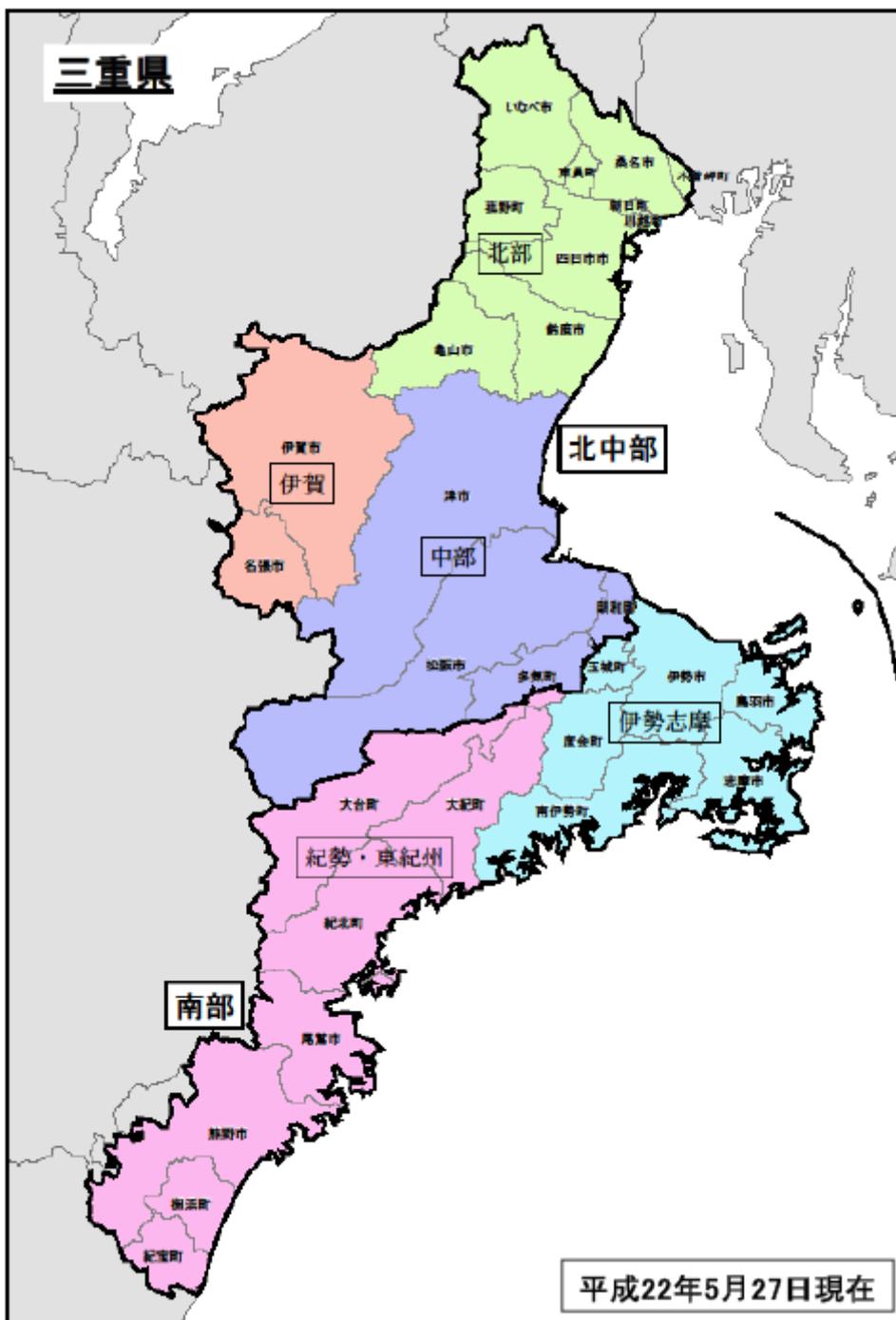
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図 ([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_h.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_h.html)) を参照。
- (7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料 ([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

### 54 三重県の天気予報、注意報・警報の細分区域（危機管理部）

天気予報は、三重県を北中部と南部に分けた一次細分区域単位で発表します。また、警報や注意報は、市町単位で発表します。

なお、警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、市町村等をまとめた地域で伝達することがあります。

津市は、一次細分区域「北中部」、市町村等をまとめた地域「中部」となります。



## 55 気象業務法及び水防法に基づく警報等の取扱要領（危機管理部）

### 1 目的

この要領は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく警報、注意報及び情報並びに水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく洪水予報及び水防警報を迅速かつ確実に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止することを目的とします。

### 2 定義

この要領において、警報、注意報、洪水予報、水防警報及び情報とは次のとおりです。

#### (1) 警報

警報とは、気象業務法に基づき、県内のどこかで重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合においては津地方気象台が、津波警報については気象庁本庁が、その旨を警告して行う予報をいいます。

#### (2) 注意報

注意報とは、気象業務法に基づき県内のどこかで災害の発生が予想される場合においては津地方気象台が、津波注意報については気象庁本庁が、この旨を注意して行う予報をいいます。

#### (3) 水防活動用予報及び警報

水防活動用予報及び警報とは、気象業務法に基づき、津地方気象台が気象、高潮及び洪水について水防活動の利用に適合するため発表する予報及び警報をいいます。

#### (4) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報です。

雲出川及び雲出古川、櫛田川については、津地方気象台と三重河川国道事務所が共同して発表します。

#### (5) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸又は湖沼において洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については、知事又は知事の指定に基づき建設部長（緊急の場合においては土木事務所長）が水防を必要と認め警告を発するものをいいます。

#### (6) 情報

ア 情報とは、台風その他異常気象についてその状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について一般の利用に供するため随時津地方気象台から発表するものをいいます。

イ 記録的短時間大雨情報は、県内で一時間に 120mm 以上の雨量をアメダス又は三重県で管理している雨量観測所で観測した場合、あるいは解析雨量で解析された場合に津地方気象台が発表します。

注) 解析雨量とは、気象レーダーによる面的な雨量分布の情報とアメダス又は三重県で管理している雨量観測所から得られる各地点の雨量をもとに、1 km 四方の細かい区域毎の推定雨量を解析したものです。

ウ 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、三重県と津地方気象台が共同して発表しています。

### 3 情報の伝達

情報の収集伝達通信系統図は資料編に示します。

## 56 浸水想定区域内における災害時要援護者施設一覧（危機管理部）

No.	施設名	住所
1	みのり苑	一身田平野 362-1
2	みどり自由学園	乙部 33-5
3	三重ダルク	丸之内 1-16
4	若葉病院(医療法人愛誠会)	南中央 28-13
5	「つくしんぼの家一志」コミュニティホームつくしんぼ	一志町庄村 491-2
6	特定非営利活動法人おもいやり介護の会つくしんぼ	一色町 240
7	特別養護老人ホームみえ愛の里	雲出本郷町 2128
8	あそか介護予防デイサービスセンター	寿町 7-11
9	ニチイケアセンター津	下弁財町津興 244
10	倉本病院デイサービスセンター津デイ	下弁財町津興 3040
11	特定非営利活動法人 シルバーサービス憩いの汀	海岸町 14 番 20 号
12	ケアパートナー株式会社 ケアパートナー津	江戸橋 2-109
13	梨花の里	香良洲町 6233 番地 4
14	特別養護老人ホーム フルハウス（グループホームフルハウス通所サービス）	香良洲町 1990
15	社会福祉法人青松園	高洲町 15-43
16	地域総合ケアセンター第2通所介護センターシルバーケア豊壽園	高茶屋小森上野町 737
17	ニチイケアセンター八町	新町 2 丁目 8 番 12 号
18	津生協病院附属診療所	船頭町津興 3453
19	シルバータウン新町	南丸之内 7-12
20	若葉病院デイケア	南中央 28 番 13 号
21	特別養護老人ホーム 笑美の里	美杉町八知 729-1
22	憩いの汀Ⅱ	末広町 5-45
23	愛ケア	柳山津興 3306
24	なごやかデイサービスセンター	柳山津興 3308
25	デイサービス・あこぎ苑	柳山津興 363-26
26	ひびき	安東町 2682
27	わが家千里	河芸町上野 3887-1
28	あすか	高茶屋 1-15-36
29	流れぼし 一番ぼし 北斗	美杉町八知 310
30	サンフラワーコテージ	木造町 1803
31	医療法人緑の風グループホーム くつろぎの家	河芸町東千里 13-2
32	グループホーム レモンの里	神納町 418-1
33	ジョブパークみえ	阿漕町津興 205-2
34	グループホーム 潮風	阿漕町津興 214-2
35	安東苑	安東町 2004
36	かすみ園芸	安東町 2221
37	トライアングル	安東町 2476
38	安濃保育園	安濃町曾根 710-2
39	安濃幼稚園	安濃町内多 476
40	村主幼稚園	安濃町連部 91-5
41	愛の家グループホーム一志	一志町井生 220-1
42	高野保育園	一志町高野 1451
43	高岡幼稚園	一志町高野 1451
44	介護老人保健施設 万葉の里	一志町高野 236-5
45	小淵病院	一志町高野 254-1
46	大井幼稚園	一志町大仰 304
47	川合保育園	一志町八太 1017-1
48	川合幼稚園	一志町八太 1164-1
49	高田保育園	一身田町 280

No.	施設名	住所
50	高田ケアハウス	一身田町 277
51	岩崎病院(医療法人思源会)	一身田町 333
52	高田幼稚園	一身田町 746
53	志登茂保育園	一身田平野 361-1
54	雲出保育園	雲出伊倉津町 1473-3
55	風の子藤水保育園	雲出島貫町 1735-5
56	雲出幼稚園	雲出本郷町 1165
57	津老人保健施設 アルカディア	乙部 11-5
58	医療法人倉本病院 倉本内科病院	下弁財町津興 3040
59	医療法人緑の風老人保健施設 いこいの森	河芸町東千里 3-1
60	聖ヤコブ幼稚園	丸之内 34-16
61	吉田クリニック(医療法人社団壽康会)	栗真中山町 79-5
62	北立誠幼稚園	江戸橋 1-76-2
63	三重大学医学部附属病院(国立大学法人)	江戸橋 2-174
64	浜っ子幼児園(香良洲保育園、香良洲幼稚園)	香良洲町 5722
65	まつぼっくり作業所	香良洲町 5722
66	高齢者グループホーム あじさいの家	高洲町 17-17
67	高齢者グループホーム 水仙の家	高洲町 33-6
68	高洲保育園	高洲町 12-31
69	三重県視覚障害者支援センター	桜橋 2-131
70	南立誠幼稚園	桜橋 2-39
71	津市療育センター	桜橋 3-204
72	新町保育園	桜田町 7-1
73	乙部保育園	寿町 12-5
74	修成幼稚園	修成町 12-1
75	上浜保育園	上浜町 5-150
76	桃園幼稚園	新家町 873-1
77	さつき保育園	新町 1-8-13
78	新町幼稚園	新町 3-4-20
79	神戸幼稚園	神戸 332-1
80	医療法人 永井病院	西丸之内 29-29
81	津カトリック保育園	西丸之内 18-21
82	介護老人保健施設 万葉の里	船頭町津興 1721
83	小渕病院	船頭町津興 1691
84	大井幼稚園	相生町 77
85	川合保育園	大門 1-3
86	川合幼稚園	中央 8-8
87	敬和幼稚園	中河原 445
88	藤水保育園	藤方 1531
89	藤水幼稚園	藤方 1627
90	清泉愛育園	南丸之内 8-61
91	清泉幼稚園	南丸之内 9-12
92	遠山病院(医療法人同心会)	南新町 17-22
93	津幼稚園	南新町 2-9
94	ぼだいじ保育園	南中央 10-18
95	安東幼稚園	納所町 234
96	ふたば幼稚園	白塚町 3647-1
97	ひかり保育園	半田 1442-1
98	八知保育園	美杉町八知 5516-1
99	武内病院(医療法人暁純会)	北丸之内 82
100	サンフラワーガーデン	木造町 1824

No.	施設名	住所
101	グループホーム おたっしや長屋	野田 165
102	グループホーム なのはな	柳山津興 3306
103	津ファクトリー河辺	河辺町 44-1
104	ケアホームたんぼぼ	乙部 2154
105	グループホームたんぼぼ	津興 140-6
106	グループホームとのむら	殿村 1553
107	みえ医療福祉生活協同組合あひる保育所	柳山津興 1535-15
108	津市障がい者相談支援センター	大門 7-15 津センターパレス 3F
109	津市ふれあい会館	本町 35-3
110	三重障害者職業センター	島崎町 327-1
111	三重大学教育学部附属特別支援学校	観音寺町 484
112	第二はなこま保育園	高茶屋小森上野町 778
113	デイサービスいきいきはうす	寿町 8-18
114	デイサービスクオーレ津新町	西丸之内 9-18
115	デイサービスクレイドル	白山町川口 3141
116	デイサービスセンター音色	観音寺町 64-7
117	デイサービスだんだん	一志町石橋 239-1
118	フラワーロード栄	栄町 4 丁目 185-1
119	みどり津デイサービスセンター	高茶屋小森町 132-6
120	ゆり形成内科整形	柳山津興 3306
121	デイリハセンターナゴミ	一志町片野 121 番地 9
122	かいま デイサービスセンター	西古河町 24 番 21 号
123	加藤医院	藤方 1590-1
124	第二フルハウス ショートステイセンター	香良洲町 3952 番地 1
125	第二岩崎病院	一身田町 3 8 7 番地
126	有料老人ホーム エルダー	西丸之内 25-33
127	有料老人ホーム ゆりの里	柳山津興 3307
128	有料老人ホーム 安心	下弁財町津興 3032
129	大園荘	大園町 4-29
130	ルミナスビレッジ曾根	大園町 4-29
131	ヴィーゲ	白山町川口 3141
132	いちしの里	一志町日置 46
133	住宅型有料老人ホーム虹	末広町 1039-2
134	あしびな	一志町八太 1671-2
135	スペース	小舟 393-7
136	ニチイケアセンター津中央	丸之内 8 番 3 号
137	デイサービス いちごちゃん	末広町 1039 番地 3
138	デイサービス 花のんいちし	一志町田尻 543 番地 1
139	リハビリデイサービス nagomi 江戸橋店	上浜町三丁目 15 番地 2
140	北郊デイサービスセンター	栗真中山町 84-2
141	高齢者介護ホームナゴミガーデン	一志町片野 367-1
142	サービス付き高齢者向け住宅「安濃津ろまん」(デイサービス 安濃津ろまん)	神戸 154-9

## 57 土砂災害の前兆現象（危機管理部）

種類	前兆現象	説明
土石流	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩落や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流の発生する可能性が高い。
	立ち木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる	溪流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立ち木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
	溪流の流水が急激に濁り出したり、流木などが混ざっている	溪流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。
	降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に現象し始める	溪流の上流で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、溪流の水が貯留されたために認められる現象。天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い。
	異様な山鳴りがする	溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）して山鳴りが生じる減少。崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い。
	異様なおい（土臭い、ものの焼けるようなにおい、酸っぱいにおい、木のにおい等）がする	溪流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土のおい、崩壊に伴って発生した流木のおいなどが考えられる。
	溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している	溪流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金となる。
がけ崩れ	溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない	溪流に新たな、または過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。
	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	小石が斜面からばらばらと落ち出す	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに異常な音が発生する現象、崩壊に至る可能性が高い。
	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	普段澄んでいる湧水がにごってきた、水の吹き出しがみられる	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象、斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
地すべり	湧水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる	同上
	地鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴りが発生する現象。
	家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
	地面の振動	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地面の振動が発生する現象。
	木の枝先の触れ合う音（風のないとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が揺れる現象。
	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
	電線の緩みや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変異が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の緩みや引っ張りが認められる現象。
	建物等の変更（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）	地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の変形が発生する現象。
	橋等に異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変異を生じる現象。
	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
	地下水の急激な変化（枯渇や急増）	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象、斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	地下水の濁り	同上
	湧水の流量の変化（枯渇や急増）	同上
湧水の濁りの発生	同上	
新しい湧水の発生	地すべりブロック内部の地下水位が急激に増加したため認められる現象。地すべり内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らす力（滑動力）が増大する。	

## 58 災害救助法による救助の程度と期間（危機管理部）

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬期(10月～3月) 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 1戸当たりの規模は平均29.7㎡を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,387,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を応急仮設住宅として設置できる。 3 供与期間最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から 7日以内	食料給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月） の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害の発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。								
					区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
					全壊全焼 流失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
						冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
					半壊半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
冬	9,100	12,000	16,900	20,000		25,400	3,300					
医療	災害のため医療の途を失った者	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害の発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上								
災害にかかった者の救出	災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上								
災害にかかった住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住屋が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から 1カ月以内									

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会の届出又はその承認を受けて使用している教材実費代 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 ・小学校児童 1人当たり4,100円 ・中学校生徒 1人当たり4,400円 ・高等学校生徒 1人当たり4,800円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	・大人(12歳以上) 1体当たり 201,000円以内 ・小人(12歳未満) 1体当たり 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。	1 救護班(洗浄、消毒等) 1体当り3,300円以内(一時保存) 死体一時収容のための既存建物借上費 通常の実費 既存の建物以外 1体当り 5,000円以内 2 救護班以外 当該地域の慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 検案は原則として救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	災害によって居室、炊事場、玄関等に障害物（土石、竹木等）が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することのできない者	1 世帯当たり 134,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における 通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

援助の種類	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 19,300 円以内 薬剤師等 16,800 円以内 保健師、助産師、看護師 14,800 円以内 救急救命士 14,600 円以内 土木技術者、建築技術者 16,700 円以内 大工 16,400 円以内 左官 16,100 円以内 とび職 17,200 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 59 激甚災害に係る財政援助措置の対象一覧表（政策財務部）

### 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

#### (1) 公共土木施設復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

#### (2) 公共土木施設復旧事業関連事業

前号の公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの。（道路、砂防を除く）

#### (3) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

#### (4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、及び同施設の建設又は補修に関する事業

#### (5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条(昭和25年法律第144号)(地方公共団体が設置するもの)又は第41条(社会福祉法人又は日赤が設置するもの)の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

#### (6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

#### (7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別擁護老人ホームの災害復旧事業

#### (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第27条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設災害復旧事業

#### (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第19条の規定により県又は市町村が設置した知的障害者援護施設の災害復旧事業

#### (10) 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条の規定により県が設置した婦人保健施設の災害復旧事業

#### (11) 堆積土砂排除事業

##### ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法(政令)の定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するものとする。

##### イ 公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事

## 業

## (12) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き 1 週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

## 2 農林水産業に関する特別の助成

## (1) 農林水産の災害復旧に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定措置」という。)第 3 条第 1 項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率によりかさ上げを行い措置する。

## (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1 か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について 1 か所の工事費用を 13 万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

## (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

## (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和 25 年法律第 169 号)(以下「天災融資法」という。)第 2 条第 1 項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の 2 点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を 250 万円に、政令で定める資金として貸し付けられる場合の貸付限度額について 600 万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金については 7 年とする。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

## (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

## (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

## 3 中小企業に関する特別助成

## (1) 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)による災害関係保証の特別措置

ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についてのてん補率を 100 分の 70 から 100 分の 80 まで引き上げる。

## (2) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において中小企業近代化資金等助成法によって貸し付けた貸付金について、県は償還期間を 2 年以内において延長することができる。

## (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

## (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸し付ける。また、中小企業金融公

庫及び国民金融公庫においても低利融資を行う。

#### 4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助事業の対象となるものは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、少年自然の家、同和対策集会所、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が一の公立社会教育施設ごとに20万円以上が対象となる。
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助  
激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する一つの学校の工事費の額を、その学校の幼児・児童・生徒又は学生の数で除して得た額が750万円以上で、一つの学校について、幼稚園は60万円以上、盲学校、聾学校及び養護学校は90万円以上、小、中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。
- (3) 日本私学振興財団の業務の特例
- (4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- (5) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例  
国は、指定地方公共団体である県が、被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた3倍に相当する金額を、県に対して貸し付ける。
- (6) 水防資機材費の補助の特例  
次のいずれかの地域で、国土交通大臣が告示する地域に補助される。  
ア 県に対して補助する場合は、激甚災害に関し、県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、100万円を越える県の区域  
イ 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、20万円をこえる水防管理団体の区域。なお、補助率は2/3である。
- (7) り災者公営住宅建設資金の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金の特例
- (9) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (10) 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業等給付金の支給

60 応援要請の種別、要請に必要な付記事項、経費負担等

(危機管理部、総務部、水道局、消防本部)

	要請の種別	要請に伴う付記事項	経費負担
応援・応急措置	1 県への応援要請 (災害対策基本法第 68 条)	(1) 災害の状況 (2) 応援(応急措置の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所	要請者
	2 他の市町村への応援要請  ( 災害対策基本法第 67 条 三重県市町村災害応援協定 三重県水道災害広域応援協定 )	(1) 災害の状況 (2) 応援(応急措置の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) (6) その他必要な事項	要請者
	3 他の消防機関への要請  ( 三重県内消防相互応援協定 高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線、名古屋神戸線、伊勢線及び尾鷲多気線にかかる消防相互応援協定 )	(1) 災害の状況 (2) 人的、物的被害状況 (3) 気象、地形、市街地、進入経路状況 (4) 応援希望部隊名 (5) 他の応援要請状況 (6) その他必要な事項	人件費等の経常経費及び公務災害補償費は応援市町村の負担とし、これ以外の経費については要請市町村等の負担とします。
	4 緊急消防援助隊の要請 (消防組織法第 24 条の 3)	(1) 災害の状況 (2) 応援(応急措置の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、設備等の種類及び数量 (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置等) (6) その他必要な事項	国の指示を受けて出動した場合の人員費等については政令に従い国が負担します。 それ以外の出動の場合は、公務災害補償費に要する費用等を除き要請者が負担します。
	5 防災ヘリコプターの要請 (三重県防災ヘリコプター応援協定)	(1) 災害の種別 (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況 (3) 災害発生現場の気象状況 (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡方法 (5) 飛行場以外の離着陸の所在地及び地上支援体制 (6) 応援に要する資機材の品目及び数量 (7) その他必要な事項	応援者
職員の派遣・斡旋	6 県への指定地方行政機関または他自治体の職員の派遣の斡旋要請  ( 災害対策基本法第 29 条 地方自治法第 252 条の 17 )	(1) 派遣の斡旋を求める理由 (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件	他自治体から派遣を受けた場合は災害対策基本法施行令第 18 条に基づく所定の方法による。指定公共機関等から派遣を受けた場合は、各計画に定めるもののほかはその都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うこととします。

## 61 災害救助法の適用基準（危機管理部）

[災害救助法の適用基準]

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1)市内の住家が滅失した世帯の数	市 100 世帯以上	第1条第1項 第1号
(2)県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ 市 50 世帯以上	第1条第1項 第2号
(3)県内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上	第1条第1項 第3号
(4)災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき（注1）	第1条第1項 第3号
(5)多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れがある場合	（知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある）	第1条第1項 第4号

（注1）については、知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要があります。

## 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯としますが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した一の世帯とみなします。

## 62 被害状況報告基準（危機管理部）

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。	
住家の被害	住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、社会通念上の住家であるかを問わない。	
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。	
	全壊 (全焼)	住家がその居住するための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が著しく、補修により元通りに再利用することが困難なもので、具体的に住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を滅失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のも、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。	
	一部破損	住家の損壊程度が半壊に至らないもの。ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。	
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。	
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用、又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他被害	田畑被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋りょう	「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋りょう流失」とは、橋りょうの一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
河川	「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。		

被害項目		報 告 基 準
	砂 防	「砂防」とは、砂防法第 1 条に規定する砂防施設及び同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電 話	「電話」とは、通信不能になった一般回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電 気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水 道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガ ス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
り 災 者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

注 1：住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物、又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として、算定するものとする。

注 2：損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変形を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

注 3：主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

63 被害状況報告様式（別表1）（危機管理部）

〔災害概況速報〕

報告日時	
市町村名	
報告者	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	月	日	時	分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

### 64 被害状況報告様式（別表2）（危機管理部）

〔被害状況速報〕

都道府県				区 分		被 害			
災害名 報告番号	災 害 名 第 報 ( 月 日 時 現在)		田	流失・埋没	ha				
				冠水	ha				
			畑	流失・埋没	ha				
				冠水	ha				
報 告 者			文教施設		箇所				
				病院		箇所			
区 分		被 害		道路		箇所			
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住 家 被 害	全 壊		棟			そ の 他	文教施設	箇所	
			世帯				病院	箇所	
			人				道路	箇所	
	半 壊		棟				橋りょう	箇所	
			世帯				河川	箇所	
			人				港湾	箇所	
	一 部 破 損		棟				砂防	箇所	
			世帯				清掃施設	箇所	
			人				崖くずれ	箇所	
	床 上 浸 水		棟				鉄道不通	箇所	
			世帯				被害船舶	隻	
			人				水道	戸	
床 下 浸 水		棟			電話	回線			
		世帯			電気	戸			
		人			ガス	戸			
				ブロック塀等	箇所				
				り災世帯数		世帯			
				り災者数		人			
非住家	公共建物		棟			火災発生	建物	件	
	その他		棟				危険物	件	
							その他	件	

区 分		被 害		災害対策本部等の 設置状況	都道府県																												
公立文教施設		千円							災害対策本部等の 設置状況	都道府県																							
農林水産業施設		千円												災害対策本部等の 設置状況	都道府県																		
公共土木施設		千円																	災害対策本部等の 設置状況	都道府県													
その他公共施設		千円																						災害対策本部等の 設置状況	都道府県								
小 計		千円																											災害対策本部等の 設置状況	都道府県			
公共施設被害市町村数		千円																															
そ の 他	農業被害	千円		災害対策本部等の 設置状況	市 町 村																												
	林業被害	千円							災害対策本部等の 設置状況	市 町 村																							
	畜産被害	千円												災害対策本部等の 設置状況	市 町 村																		
	水産被害	千円																	災害対策本部等の 設置状況	市 町 村													
	商工被害	千円																						災害対策本部等の 設置状況	市 町 村								
																													災害対策本部等の 設置状況	市 町 村			
	その他	千円																															
被害総額		千円		摘要市町村名		計	団体																										
						消防職員出動延人数	人																										
						消防団員出動延人数	人																										
備 考	災害発生場所																																
	災害発生年月日																																
	災害の種類概況																																
	応急対策の状況																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> </ul>																																

※ 被害額は省略することができるものとする。

### 65 被害状況報告様式（別表3）（危機管理部）

被害速報送受信票

#### 人的被害の状況

発生（覚知）日時	発生場所	原因	年齢 性別	状況	氏名 職業	住所

#### 住家等被害の状況

発生（覚知）日時	発生場所	原因	種別 その他	棟数	世帯数	人数	状況

#### 避難の状況

発生（覚知）日時	発生地区	発令等	避難場所	世帯数	人数	ピーク時		解除日時
						世帯数	人数	

#### 市町村道路通行止めの状況

発生（覚知）日時	路線名称	通行止めの区間	解除見込み日時	原因	摘要

#### 道路情報

発生（覚知）日時	番号	道路管理者 路線名	箇所名 (規制区間)	規制原因 規制内容	規制（災害） 解除見込日時	迂回路有無 迂回路線名	摘要

### 交 通 機 関 の 状 況

発生（覚知）日時	名 称	運休区間	復旧見込日時	原 因	摘 要

### 地 す べ り ・ 山 （ 崖 ） 崩 れ の 状 況

発生（覚知）日時	発生場所	状 況	人的（家屋）被害の有無	摘 要

### ラ イ フ ラ イ ン の 状 況

発生（覚知）日時	名 称	発生地域	原 因	戸数	状 況	復旧 見込時間	摘 要

### 水 道 被 害 の 状 況

発生（覚知）日時	発生地域	原 因	戸数	状 況	復旧 見込時間	摘 要

### 火 災 の 状 況

発生（覚知）日時	発生地域	火 災 の 状 況	火災件数	摘 要

### 船舶の状況

発生（覚知）日時	発生場所	原因	船舶名	沈没	流出	破損	摘要

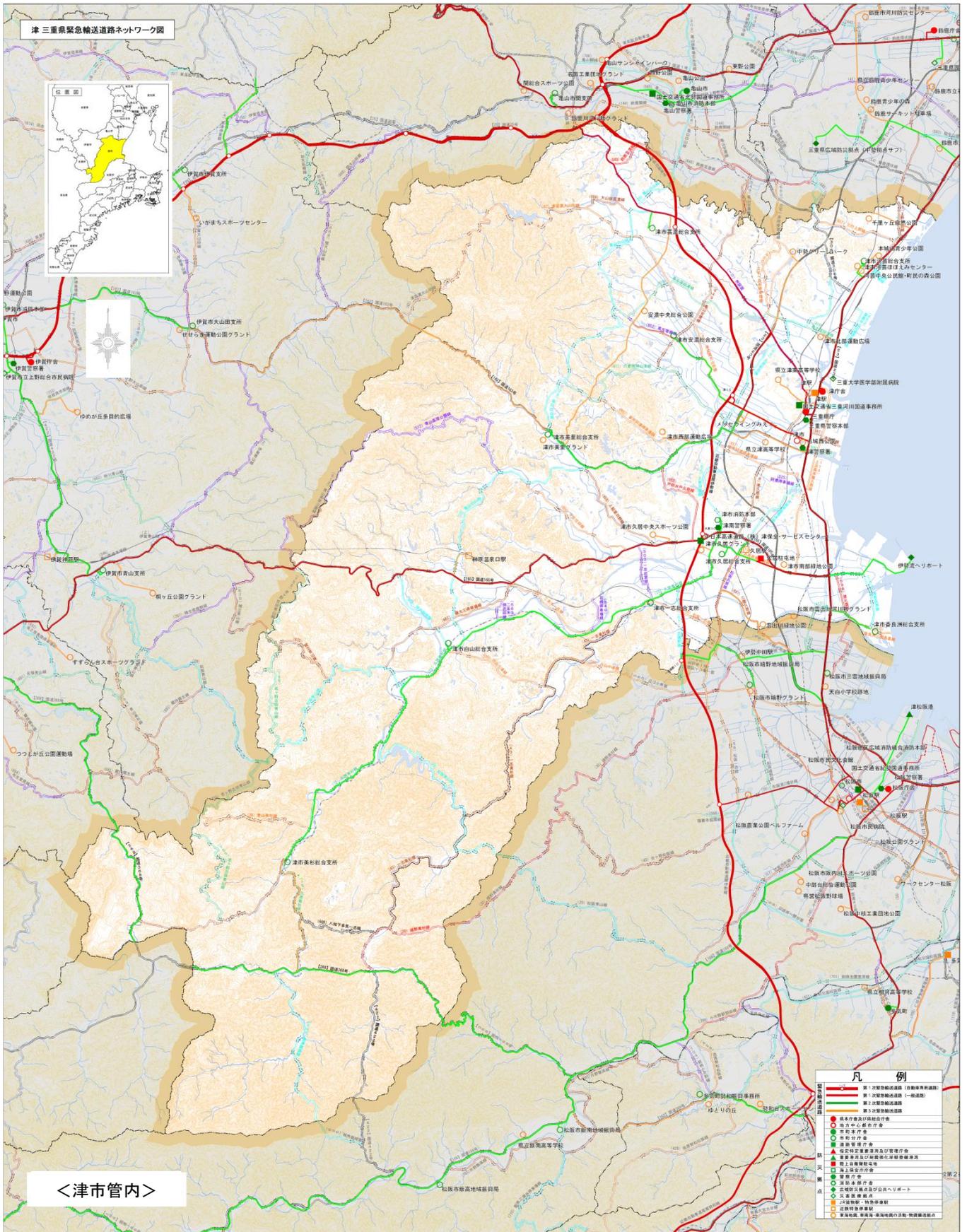
### 田畑の状況

発生（覚知）日時	発生場所	田 (ha)		畑 (ha)		原因	摘要
		流埋	冠水	流埋	冠水		

### その他の状況

発生（覚知）日時	名称	発生場所	原因	状況	摘要

# 66 緊急輸送道路 (建設部)



## 緊急輸送道路（津管内）

三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成22年3月三重県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会作成）より抜粋

緊急輸送道路	道路種別	路線番号	路線名	区間		連絡路線（拠点）名	
				起 点	終 点	起 点	終 点
第一次	一般国道 （国管理）	23	一般国道23号	木曾崎町川先	伊勢市宇治浦田町	愛知県境	（主）伊勢磯部線
第一次	一般国道 （国管理）	23	一般国道23号（中勢BP）	津市大里窪田町	津市納所町	（主）津関線	（主）津芸濃大山田線
第一次	一般国道 （県管理）	165	一般国道165号	名張市安部田	津市雲出本郷町	奈良県境	一般国道23号
第一次	主要地方道	10	津関線	津市広明町	津市芸濃町楠原	一般国道23号	名阪国道
第一次	主要地方道	42	津芸濃大山田線	津市丸之内	津市一色町	一般国道23号	伊勢自動車道
第一次	一般県道	114	上浜高茶屋久居線	津市上浜町	津市上浜町	一般国道23号	三重県津庁舎
第一次	一般県道	114	上浜高茶屋久居線	津市高茶屋小森町	津市久居新町	一般国道165号	陸上自衛隊久居駐屯地
第二次	一般国道 （国管理）	23	一般国道23号（中勢BP）	津市納所町	津市野田	（主）津芸濃大山田線	一般国道163号
第二次	一般国道 （県管理）	163	一般国道163号	津市美里町三郷	津市野田	津市美里総合支所	一般国道23号中勢BP
第二次	主要地方道	15	久居美杉線	津市久居射場町	津市美杉町八知	一般国道165号	津市美杉総合支所
第二次	主要地方道	24	松阪久居線	津市久居新町	津市久居万町	（一）上浜高茶屋久居線	（主）久居美杉線
第二次	主要地方道	42	津芸濃大山田線	津市一色町	津市安濃町曾根	伊勢自動車道	（一）草生曾根線
第二次	主要地方道	55	久居河芸線	津市久居明神町	津市久居明神町	一般国道165号	津市消防本部
第二次	主要地方道	67	一志嬉野線	津市一志町小山	津市一志町小山	（一）天花寺一志嬉野インター線	伊勢自動車道
第二次	一般県道	145	天花寺一志嬉野インター線	松阪市嬉野天花寺町	津市一志町小山	（主）松阪一志線	（主）一志嬉野線
第二次	一般県道	575	香良洲公園島貫線	津市香良洲町	津市雲出島貫町	津市香良洲総合支所	一般国道23号
第二次	一般県道	653	草生曾根線	津市安濃町東観音寺	津市安濃町曾根	津市安濃総合支所	（主）津芸濃大山田線
第二次	一般県道	664	垣内御城線	津市白山町川口	津市白山町川口	（主）久居美杉線	津市白山総合支所
第二次	一般県道	754	津香良洲線	津市雲出本郷町	津市雲出伊倉津町	一般国道23号	市道久居伊倉津線
第二次	一般県道	776	久居停車場津線	津市久居新町	津市久居新町	（一）上浜高茶屋久居線	一般国道165号
第二次	市町道		津駅見当山線	津市広明町	津市広明町	（主）津関線	三重河川国道事務所
第二次	市町道		栄町観音寺町線	津市栄町	津市栄町	一般国道23号	三重県警察本部
第二次	市町道		西丸之内第1号線	津市丸之内	津市丸之内	一般国道23号	津警察署
第二次	市町道		久居伊倉津線	津市雲出伊倉津町	津市雲出伊倉津町	（一）津香良洲線	臨港道路・伊倉津1号線
第二次	市町道		寺町元町線	津市久居寺町	津市久居東鷹跡町	（主）松阪久居線	津市久居総合支所

緊急輸送道路	道路種別	路線番号	路線名	区間		連絡路線(拠点)名	
				起点	終点	起点	終点
第二次	市町道		中瀬北黒田線	津市河芸町中瀬	津市河芸町浜田	一般国道23号	市道一色浜田線
第二次	市町道		一色浜田線	津市河芸町浜田	津市河芸町浜田	市道中瀬北黒田線	津市河芸総合支所
第二次	市町道		椋本安西線	津市芸濃町椋本	津市芸濃町椋本	(主)津関線	津市芸濃総合支所
第二次	市町道		三郷檜木原線	津市美里町三郷	津市美里町三郷	一般国道163号	津市美里総合支所
第二次	その他道路		臨港道路・伊倉津1号線(津松阪港)	津市雲出鋼管町	津市雲出鋼管町	市道久居伊倉津線	伊勢湾ヘリポート
第三次	一般国道(国管理)	23	一般国道23号(中勢BP)	津市大里窪田町	津市河芸町南黒田	(主)津関線	市道サイエンスシティ中央線
第三次	一般国道(県管理)	163	一般国道163号	伊賀市平田	津市美里町三郷	伊賀市大山田支所	津市美里総合支所
第三次	一般国道(県管理)	163	一般国道163号	津市野田	津市丸之内	一般国道23号中勢BP	一般国道23号
第三次	主要地方道	10	津関線	津市芸濃町楠原	亀山市関町木崎	名阪国道	一般国道1号
第三次	主要地方道	15	久居美杉線	津市美杉町八知	津市美杉町奥津	津市美杉総合支所	一般国道368号
第三次	主要地方道	19	津停車場線	津市羽所町	津市栄町	津駅	一般国道23号
第三次	主要地方道	28	亀山白山線	津市白山町佐田	津市白山町中ノ村	市道佐田停車場線	一般国道165号
第三次	一般県道	410	草生窪田津線	津市栗真中山町	津市栗真中山町	津市北部運動公園	一般国道23号
第三次	一般県道	653	草生曾根線	津市安濃町草生	津市安濃町東観音寺	市道グリーンロード線	津市安濃総合支所
第三次	一般県道	657	家所阿漕停車場線	津市片田志袋町	津市片田志袋町	津市西部運動公園	一般国道163号
第三次	市町道		東千里千里ヶ丘線	津市河芸町東千里	津市河芸町久知野	一般国道23号	千里ヶ丘自然公園
第三次	市町道		新上野浜田線	津市河芸町上野	津市河芸町一色	一般国道23号	本城山青少年公園
第三次	市町道		サイエンスシティ中央線	津市河芸町南黒田	津市あのお台	一般国道23号中勢BP	中勢グリーンパーク
第三次	市町道		津駅見当山線	津市広明町	津市一身田上津部田	三重河川国道事務所	市道大谷町西第3号線
第三次	市町道		大谷町西第3号線	津市一身田上津部田	津市一身田上津部田	市道津駅見当山線	県立津東高等学校
第三次	市町道		北河路橋安東小学校線	津市北河路町	津市納所町	メッセウイングみえ	(主)津芸濃大山田線
第三次	市町道		グリーンロード線	津市芸濃町椋本	津市美里町足坂	(主)津関線	一般国道163号
第三次	市町道		本町西鷹跡町線	津市久居西鷹跡町	津市久居西鷹跡町	(主)久居美杉線	津市久居グラウンド
第三次	市町道		羽野19号線	津市久居戸木町	津市久居戸木町	市道羽野20号線	津市久居中央スポーツ公園
第三次	市町道		羽野20号線	津市久居戸木町	津市久居戸木町	一般国道165号	市道羽野19号線
第三次	市町道		佐田停車場線	津市白山町佐田	津市白山町佐田	榊原温泉口駅	(主)亀山白山線

## 67 災害対策関係機関一覧表（危機管理部）

機 関 名	所 在 地	電 話
【国の機関及び指定地方行政機関等】		
内閣府	東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 2 番 2 号	03-5253-2111
総務省	東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 2 号	03-5253-5111
文部科学省	東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 2 番 2 号	03-3581-4211
国土交通省	東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 3 号	03-3580-4311
厚生労働省	東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 2 番 2 号	03-5253-1111
農林水産省	東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 2 番 1 号	03-3502-8111
消防庁	東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 2 号	03-5253-7527
財務省東海財務局津財務事務所	津市桜橋 2 丁目 129 番地	059-225-7221
東海農政局津地域センター	津市広明町 415 番地の 1	059-228-3151
四日市海上保安部	四日市市千歳町 5-1	059-357-0118
津地方气象台	津市島崎町 327 番地の 2	059-228-6818
三重労働局	津市島崎町 327 番地の 2	059-226-2107
中部地方整備局三重河川国道事務所	津市広明町 297 番地	059-229-2211
【指定公共機関】		
西日本電信電話株式会社三重支店	津市丸之内 28 番 38 号	059-223-9330
日本銀行名古屋支店	名古屋市中区錦 2-1-1	052-222-2000
日本赤十字社三重県支部	津市栄町 1 丁目 891 番地	059-227-4145
日本放送協会津放送局	津市丸之内養正町 4 番 8 号	059-229-3010
中日本高速道路株式会社	名古屋市中区錦 2-18-19	052-222-1881
東海旅客鉄道株式会社	名古屋市中村区名駅 1 丁目 3 番 4 号	052-564-2396
東海旅客鉄道株式会社津駅	津市羽所町 1191-1	059-228-2009
日本貨物鉄道株式会社東海支社	愛知県稲沢市駅前 1 丁目 9 番 3 号	0587-24-3709
中部電力株式会社津営業所	津市丸之内 2 番 21 号	059-246-6712
日本郵便株式会社東海支社	愛知県名古屋市中区丸の内 3 丁目 2 番 5 号	052-963-6202
東邦ガス株式会社三重センター	津市南丸之内 4-10	059-228-7224
【指定地方公共機関】		
公益社団法人津地区医師会	津市島崎町 97-1	059-227-1775
公益社団法人久居一志地区医師会	津市久居本町 1400-2	059-255-3155
三重交通株式会社中勢営業所	津市あかつ台 4 丁目 1-1	059-233-3501
日本通運株式会社津支店	津市羽所町 382 番地	059-228-2131

機 関 名	所 在 地	電 話
社団法人三重県トラック協会	津市桜橋3丁目53-11	059-227-6767
近畿日本鉄道株式会社	大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	06-6775-3357
近畿日本鉄道株式会社 津駅	津市羽所町242	059-228-2462
伊勢鉄道株式会社(本社)	鈴鹿市桜島町1-20	059-383-2112
社団法人三重県エルピーガス協会	津市柳山津興369番地の2	059-227-6238
<b>【警察関係】</b>		
津警察署	津市丸之内22番1号	059-213-0110
津南警察署	津市久居明神町2501番地1	059-254-0110
<b>【自衛隊】</b>		
陸上自衛隊第33普通科連隊	津市久居新町975番地	059-255-3133
<b>【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】</b>		
(社)三重県建設業協会津支部	津市島崎町283番地の2	059-227-0267
(社)三重県建設業協会一志支部	津市久居北口町36-1	059-256-5777
津市水道指定事業者協同組合	津市殿村121-1	059-237-2051
株式会社ZTV	津市あいつ台4丁目7-1	059-236-5111
津商工会議所	津市丸之内29-14	059-228-9141
津市社会福祉協議会	津市大門7-15	059-213-7111
<b>【県関係】</b>		
津地域防災総合事務所(地域調整防災室)	津市桜橋3丁目446番地の34	059-223-5300
三重県防災対策部	津市広明町13番地	059-224-2189
三重県県土整備部	〃	059-224-2683
鈴鹿建設事務所	鈴鹿市西条5丁目117番	059-382-8680
津建設事務所	津市桜橋3丁目446番地の34	059-223-5200
<b>【市関係】</b>		
津市役所(危機管理部)	津市 西丸之内23-1	059-229-3104
久居総合支所(地域振興課)	久居東鷹跡町246	059-255-8816
河芸総合支所(地域振興課)	河芸町浜田808	059-244-1700
芸濃総合支所(地域振興課)	芸濃町椋本6141-1	059-266-2510
美里総合支所(地域振興課)	美里町三郷48-1	059-279-8111
安濃総合支所(地域振興課)	安濃町東観音寺483	059-268-5511
香良洲総合支所(地域振興課)	香良洲町1878	059-292-4374
一志総合支所(地域振興課)	一志町田尻593-2	059-293-3000
白山総合支所(地域振興課)	白山町川口892	059-262-7011
美杉総合支所(地域振興課)	美杉町八知5828-1	059-272-8080
四日市市役所(危機管理室)	四日市市諏訪町1番5号	059-354-8119

機 関 名	所 在 地	電 話
伊勢市役所 (危機管理課)	伊勢市岩渕1丁目7番29号	0596-21-5523
松阪市役所 (安全防災課)	松阪市殿町1340番地1	0598-53-4034
桑名市役所 (防災対策課)	桑名市中央町2丁目37番地	0594-24-1185
伊賀市役所 (総合危機管理室)	伊賀市上野丸之内116番地	0595-22-9640
鈴鹿市役所 (防災安全課)	鈴鹿市神戸1丁目18番18号	059-382-9968
名張市役所 (危機管理室)	名張市鴻之台1番町1番地	0595-63-7271
尾鷲市役所 (防災危機管理室)	尾鷲市中央町10番43号	0597-23-8118
亀山市役所 (危機管理局)	亀山市本丸町577番地	0595-84-5035
鳥羽市役所 (総務課)	鳥羽市鳥羽3丁目1番1号	0599-25-1118
熊野市役所 (防災対策推進課)	熊野市井戸町796番地	0597-89-4111
いなべ市役所 (総務課)	いなべ市員弁町笠田新田111番地	0594-74-5805
志摩市役所 (地域防災室)	志摩市阿児町鶴方3098番地22	0599-44-0203
<b>【消防関係】</b>		
津市消防本部	津市久居明神町2276番地	059-254-0119
四日市市消防本部	四日市市西新地14番4号	059-356-2002
菰野町消防本部	三重郡菰野町大字潤田4418	059-394-3211
松阪地区広域消防組合消防本部	松阪市川井町1001番地の1	0598-25-0119
伊勢市消防本部	伊勢市神田久志本町1436番地の1	0596-25-1261
桑名市消防本部	桑名市大字江場7番地	0594-24-0119
伊賀市消防本部	伊賀市平野山之下380番の5	0595-24-9100
鈴鹿市消防本部	鈴鹿市飯野寺家町217番地の1	0593-82-0500
亀山市消防本部	亀山市野村4丁目1番23号	0595-82-0244
三重紀北消防組合消防本部	尾鷲市中川28番43号	0597-22-2021
名張市消防本部	名張市鴻之台1番町2番地	0595-63-0999
鳥羽市消防本部	鳥羽市船津町281番地	0599-25-2821
熊野市消防本部	熊野市有馬町1365番地の1	0597-89-0119
紀勢地区広域消防組合消防本部	多気郡大台町佐原754番地	0598-82-3611